積算番号：R　P15J

基 本 設 計 業 務 委 託 特 記 仕 様 書

Ⅰ　業 務 概 要

１．委託業務名　　安城農林高校農業イノベーション拠点整備基本計画策定等業務

２．計画概要

（１）　施設名称　　安城農林高等学校

（２）　建築場所　　安城市池浦町地内

（３）　施設用途　　学校
令和６年国土交通省告示第８号　別添二　第七号　第１類とする。

３．履行期限　　令和９年６月 15 日

４．設計概要

（１）　構造・規模

・温室　鉄骨ハウス（硬質フィルム）　平屋建　延べ面積１，１２５㎡
・牛舎　木造　平屋建　延べ面積５９５㎡
・温室　屋根型ハウス（硬質フィルム）　平屋建　延べ面積４００㎡
・温室　屋根型ハウス（硬質フィルム）　平屋建　延べ面積２００㎡
上記建物に係る基本設計一式

・校舎棟　鉄筋コンクリート造　４階建　延べ面積２，０８１㎡
・寄宿舎　鉄筋コンクリート造　３階建　延べ面積１，３２２㎡
・農場本館棟　鉄筋コンクリート造　３階建　延べ面積１，２９６㎡
・校舎棟　鉄筋コンクリート造　２階建　延べ面積１，１９２㎡
・校舎棟　鉄筋コンクリート造　２階建　延べ面積９７７㎡
上記建物に係る改修基本設計一式（外壁・内壁調査等を含む）
受変電設備に係る改修基本設計一式

（２）　設計与条件　　別添　基本計画書、設計概要のとおり。

５．基本計画
・配置計画、平面計画、意匠計画、構造計画、建築設備計画、環境整備計画等、機能的に運用することができるものとすること。
・施工計画は、機能、規模、工期、周囲の環境、敷地の状況の他、危険、災害、公害等の防止について配慮すると共に、関係法令に準拠したものであること。

Ⅱ　業 務 仕 様

特記仕様書に記載されていない事項は､｢建築設計業務委託共通仕様書｣(愛知県建設局)による。

１．特記仕様書の適用

基本設計特記仕様書に記載された特記事項の中で ・ 印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

２．建築士事務所の要件

建築士法第 23 条の６による設計等の業務に関する報告書が適切に提出されていること。

３．管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による（○が複数の場合はそのいずれかによる)。

⊙　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士（建築士法第 22 条の２による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）

・　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士又は二級建築士（建築士法第 22 条の２による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）
・　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士
・　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による設備設計一級建築士（建築士法第 22 条の２による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）
・　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計一級建築士（建築士法第 22 条の２による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）

４．受注者の業務履行の体制

受注者の業務履行の体制は次による。

⊙　プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

・　総合評価落札方式により設計業務を受託した場合には、事後審査に必要な書類等に記載した配置予定技術者を配置し当該業務を履行する。

５．電子納品

本業務は電子納品の対象とする。

６．設計業務の範囲

（１）一般業務は令和６年国土交通省告示第８号別添一 基本設計に関する標準業務のうち、次による。

⊙　設計条件等の整理
⊙　法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
⊙　上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
⊙　基本設計方針の策定
⊙　基本設計図書の作成
⊙　概算工事費の検討
⊙　基本設計内容の建築主への説明等

（注）基本設計には次の業務を含むものとする。

・　盛土規制法第 15 条協議
⊙　消防法協議
⊙　現地調査
・　別途発注の地質調査業務の現場立会及び調整
・　維持管理費用概算の算出
・　「愛知県公共事業景観整備指針(案)」に基づく整備指針チェックシートの作成
・　その他

（２）追加業務の内容は次による。

・　透視図作成（簡易なものを除く）
・　模型作成
・　テレビ受信障害机上検討
・　その他（　　）

７．業務の実施

（１）　一般事項

a. 基本設計業務は、提示された設計与条件、適用基準等によって行う。
b. 概算工事費の検討は、監督員の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準等によって行う。

（２） 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

a．業務着手時

b．監督員又は管理技術者が必要と認めた時

c．その他（　　）

また、受発注者間の協議関係書類の通知及び提出を、添付ファイルの容量が１５ＭＢを超えないものは、従来様式に基づく書類に代えて原則電子メールにより行う。

（３） 適用基準等

a．国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した次の基準等の最新版を適用する。

⊙ 官庁施設の基本的性能基準
⊙ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
⊙ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
⊙ 官庁施設の環境保全性基準
⊙ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
⊙ 官庁施設の防犯に関する基準
⊙ 官庁施設の津波防災診断指針
⊙ 建築設計基準
⊙ 建築設計基準の資料
⊙ 建築構造設計基準
⊙ 建築構造設計基準の資料
⊙ 構内舗装・排水設計基準
⊙ 構内舗装・排水設計基準の資料
⊙ 建築工事標準詳細図
⊙ 建築設備計画基準
⊙ 建築設備設計基準
⊙ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
⊙ 木造計画・設計基準
⊙ 木造計画・設計基準の資料
⊙ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
⊙ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
⊙ 公共建築木造工事標準仕様書
⊙ 建築物解体工事共通仕様書
⊙ 公共建築工事積算基準
⊙ 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
⊙ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
⊙ 公共建築工事積算基準等資料
⊙ 公共建築工事標準単価積算基準
⊙ 公共建築数量積算基準・同解説
⊙ 公共建築設備数量積算基準・同解説
⊙ 建築工事設計図書作成基準
⊙ 建築工事設計図書作成基準の資料
⊙ 建築設備工事設計図書作成基準
⊙ 建築設備耐震設計・施工指針
⊙ 建築設備設計計算書作成の手引き
⊙ 昇降機技術基準の解説

b．愛知県が制定した次の基準等の最新版を適用する。（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）

⊙ 営繕工事における耐震性強化指針
⊙ 県有施設整備における愛知県産材の利用促進に関する指針
⊙ 人にやさしい街づくり望ましい整備指針
⊙ 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

⊙ 愛知県建築物環境配慮指針
⊙ 愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）
⊙ 県有施設の環境保全性基準
⊙ 設計基準（建築設計編）
⊙ 公共建築工事設計書作成要領
⊙ 公共建築工事費積算基準
⊙ 愛知県あいくる材率先利用方針
⊙ 愛知県電子納品運用ガイドライン
⊙ 愛知県デジタル写真管理情報基準（案）
⊙ 木材利用の促進に関する基本計画
⊙ 愛知県環境物品等調達方針
⊙ 愛知県公共事業景観整備指針
⊙ 愛知県建築設計業務 BIM 活用試行要領
⊙ 愛知県情報共有運用ガイドライン

（４） 資料の貸与及び返却

既存設計図書｛ ⊙ 建築 ⊙ 電気設備 ⊙ 機械設備 ⊙ 地盤調査報告書
・標準的設計図書・CAD データ・(　　)｝の貸与及び返却は、監督員による特段の指示がない場合には、当該施設の施設管理者とし、手続き等は施設管理者の指示による。

（５） 愛知県産材の利用促進

材料の選定にあたっては、「県有施設整備における愛知県産材の利用促進に関する指針」に基づき、愛知県産材の利用促進を図ること。

（６）木材利用の推進

「木材利用の促進に関する基本計画」に基づき、木材利用の推進を図ること。

（７）建築物の環境保全性能

１）「CASBEE あいち」（建築局建築指導課）又は「CASBEE なごや」（名古屋市住宅都市局）による、建築物環境効率（ＢＥＥ値）はＡランクを標準、S ランクを目標として、達成すべきランクの比較検討を行うこと。

２）「県有施設の環境保全性基準」に基づき、ZEB ランク及び技術的事項の適用に向けた検討を行うこと。

（８） 建設副産物対策

材料の選定にあたっては、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底、再生資材の利用促進）について検討し設計に反映させる。また、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき愛知県リサイクル資材評価制度で認定された材料の率先利用を図ること。

（９） 有害物質等の対策

関係図書や現地調査により対象施設内にアスベスト含有建材、設備機器のフロン類、ＰＣＢ等環境上有害な材料が使用されていると判断された場合又は、使用されている可能性がある場合、監督員と協議の上、その処理方法について計画するものとする。

(10) 建設発生土の対策

建設発生土の搬出がある場合、設計図書へ搬出先に関する情報を明記し、当該搬出先への運搬・処分に要する費用を適切に計上すること。

(11) 成果物引渡後の設計協力

成果物引渡後、設計図書、設計数量、関係機関との打合せ等この業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について説明するものとし、必要に応じて成果物の修補を行うものとする。

(12)　ウィークリースタンスの実施

本業務は、「建設部門委託業務ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者の相互で協力し、実施するものとする。

８．成果物等

（１）基本設計

成果物は、次に掲げるものを標準とする。

成　果　物　等			電子納品
(1) 総合		⊙ 計画説明書	(R,R/O)
		⊙ 仕様概要書	(R,R/O)
		⊙ 仕上概要表	(R,R/O)
		⊙ 面積表及び求積図	(D,D/O)
		⊙ 敷地案内図	(D,D/O)
		⊙ 配置図	(D,D/O)
		⊙ 平面図（各階）	(D,D/O)
		⊙ 断面図	(D,D/O)
		⊙ 立面図	(D,D/O)
		⊙ 工事費概算書	(R,R/O)
		⊙ 打合わせ記録簿	(R,R/O)
		⊙ 各種技術資料	
		・ 透視図（簡易なものを除く）	(D,D/O)
		・ 模型	(R,R/O)
		・ （　　）	(　　)
		・ その他実施設計に必要な資料	
(2) 構造		⊙ 構造計画説明書	(R,R/O)
		⊙ 構造設計概要書	(D,D/O)
		⊙ 工事費概算書	(R,R/O)
		・ （　　）	
(3) 設備	（ｉ）電気設備	⊙ 電気設備計画説明書	(R,R/O)
		⊙ 電気設備設計概要書	(D,D/O)
		⊙ 工事費概算書	(R,R/O)
		・ （　　）	(　　)
	（ⅱ） 給排水衛生設備	⊙ 給排水衛生設備計画説明書	(R,R/O)
		⊙ 給排水衛生設備設計概要書	(D,D/O)
		⊙ 工事費概算書	(R,R/O)
		・ （　　）	(　　)
	（ⅲ） 空調換気設備	⊙ 空調換気設備計画説明書	(R,R/O)
		⊙ 空調換気設備設計概要書	(D,D/O)
		⊙ 工事費概算書	(R,R/O)
		・ （　　）	(　　)
	（ⅳ） 昇降機等	⊙ 昇降機等計画説明書	(R,R/O)
		⊙ 昇降機等設計概要書	(D,D/O)
		⊙ 工事費概算書	(R,R/O)
		・ （　　）	(　　)

(注１) 上記のうち ・ に、〇印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。

(注２) 詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、ＣＡＤデータ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。

(注３) 電子納品対象業務について、適用「D」は「DRAWING」ﾌｫﾙﾀﾞにCADﾃﾞｰﾀ（ｓｆｃ形式）を格納し、適用「D/O」は「DRAWING/ORG」ﾌｫﾙﾀﾞにCADﾃﾞｰﾀ（オリジナル形式）を格納し、適用「R」は「REPORT」ﾌｫﾙﾀﾞにPDFﾃﾞｰﾀを格納し、適用「R/O」は、エクセル、ワード、リビック、画像データがある場合に、「REPORT/ORG」ﾌｫﾙﾀﾞにオリジナルデータを格納する。適用「―」は適用外とする。また、ＰＤＦデータは、監督員と協議の上、ＸＤＷデータとすることができるものとする。

(注４) 「総合」には、設計内容の説明等に用いる資料等（簡易な透視図、日影図及び技術資料等）の作成を含むものとする。

(注５) (2)及び(3)の「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

(注６) (2)及び(3)の「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

（２）成果物の納入場所及び部数
建築局公共建築部公共建築課
紙媒体（Ａ３版二つ折りに製本）５部、電子納品用媒体（ＣＤ－Ｒ等）２部

（３）成果物の扱いについて
成果物については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者（コンサルタント業者や当該施設に係る工事の請負者等）に貸与し、当該工事における施工図の作成及び当該施設の完成図の作成等に使用することがある。

９．電子納品について

（１）電子納品の対象とする成果物の作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づくこととする。

（２）受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

（３）その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者による協議の上、発注者の指示に従うこと。

平成１４年１０月　１日適用
平成１８年　４月１４日改定
平成１９年　４月　１日改定
平成１９年　５月１５日改定
平成２０年　４月　１日改定
平成２２年　４月　１日改定
平成２３年１１月　１日改定
平成２６年　４月　１日改定
平成２９年　４月　１日改定
平成２９年１１月　１日改定
平成３０年　４月　１日改定
平成３１年　４月　１日改定
令和　２年　３月　９日改定
令和　４年　４月　１日改定
令和　５年　４月　１日改定
令和　６年　３月　１日改定
令和　７年　３月　１日改定
令和　８年　４月　１日改定